



10月1日から



3歳から5歳までの幼稚園、保育所、認定こども園などを 利用する子どもたちの利用料が **無償化** となります。

※0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもたちも対象になります。

幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する子どもたち

【対象者・利用料】

- 幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する3歳から5歳までの全ての子どもたちの利用料が無償化となります。
- 通園送迎費、食材料費、行事費などは、これまでどおり保護者の負担になります。
ただし、年収360万円未満相当世帯の子どもたちと全ての世帯の第2子以降（算定基準があります。出生順位ではありません。）の子どもたちについては、副食（おかず・おやつ等）の費用が免除となります。
（注）第2子の副食費の免除については、市の独自補助事業です。
- 0歳から2歳までの子どもたちについては、住民税非課税世帯を対象として利用料が無償化となります。

【対象となる施設・事業】

- 幼稚園、保育所、認定こども園に加え、**地域型保育、企業主導型保育事業（標準的な利用料）も同様に無償化の対象**となります。
- （注）地域型保育とは、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育を指します。

幼稚園の預かり保育を利用する子どもたち

【対象者・利用料】

- 無償化の対象となるためには、「**保育の必要性の認定**」を受ける必要があります。
（注）原則、通われている幼稚園を経由しての申請となります。「保育の必要性の認定」の要件については、就労等の要件（認可保育所の利用と同等の要件）がありますので、ご確認ください。
- 幼稚園の利用に加え、**利用日数に応じて、最大月額11,300円までの範囲で預かり保育の利用料が無償化**となります。

認可外保育施設等を利用する子どもたち

【対象者・利用料】

- 無償化の対象となるためには、「**保育の必要性の認定**」を受ける必要があります。
（注）保育所、認定こども園等を利用していない方が対象となります。
- 3歳から5歳までの子どもたちは月額37,000円まで、0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもたちは月額42,000円までの利用料が無償化となります。



【対象となる施設・事業】

- 認可外保育施設に加え、**一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業**が対象となります。

*詳しくは、市ホームページをご覧ください。

【問い合わせ先】市子ども福祉課 ☎ 31-1380 ✉ kosodate@city.masuda.lg.jp